

議案第 70 号

すぎやまこういち記念島の子応援プロジェクト基金条例

石垣市は、世界的人気ゲームの作曲家故すぎやまこういち氏の支援により、これまで市内小中学校の楽器購入、教室へのクーラー設置等、教育環境整備の充実を図ってきた。故すぎやまこういち氏は、離島に住む子どもたち一人ひとりが伸び伸びとした環境の中で可能性を伸ばし、新しい時代に必要な資質・能力が育まれることを期待していた。私たちは、その思いを受け継ぎ、島の子どもたちが離島の良さを活かしその無限の可能性を最大限発揮できるよう、安全・安心な教育環境整備を推進するため、この条例を制定する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定により設置する基金について、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第 2 条 石垣市立小学校及び中学校における教育環境の整備及び充実に要する経費の財源に充てるため、すぎやまこういち記念島の子応援プロジェクト基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第 3 条 基金として積立てる額は、前条の目的に沿う個人、法人及びその他の団体等からの寄附金の額の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(処分)

第 6 条 市長は、第 2 条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算に定めるところにより処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

寄附金を石垣市立小学校及び中学校における教育環境の整備及び充実に要する経費の財源に充てるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。